

都城領主の日常

都城島津邸

米澤英昭

目次

一 はじめに

二 鹿児島藩における都城島津家の位置 〈家格の成立〉

三 都城領主の公的責務

① 梶山番所の警衛と海岸防御総頭取の拝命

② 拝謝使としての役割

③ 江戸への滞在

④ 横市新田開発

四 都城領主に必要なものとは何か

五 都城領主の私的側面 〈島津久茂の趣味〉

① 島津久茂の銃術

② 久茂の動物への愛着

六 おわりに 〈都城領主とは何か〉

都城領主の日常

米澤 英昭

一 はじめに

都城島津家は、島津本宗家四代忠宗の六男資忠を祖とする。永和元年（一三五二）、島津資忠は筑前国金隈合戦の功によって、足利尊氏から都城盆地西部に位置する「北郷」の地を拝領し、彼がその地名を名字としたことによって北郷家が誕生した。以後同家は、都城地域の領主として六五〇年もの長きにわたり存在し、江戸期には鹿兒島藩内最大の所領を誇った。このように、都城島津家は島津本宗家に従い、大名ではなく、藩内私領の領主として近世を生き抜いてきたのである。

鹿兒島藩には、この都城島津家のような三〇もの私領領主が存在していた。こうした領主の日常の生活とはどのようなものであったのだろうか。このような領主研究に関しては、西光三が鹿兒島藩による葵及び丸十字家紋の統制にかかる都城島津家の状況を確認し、また林匡が一門家及び一族の家格確定にかかる経緯を論じ、そして山下真一が入来院家、都城島津家、種子島家といった私領領主家を素材にその家格並びに自律性の形成過程を論じ、山之内さおりが婚姻関係を紐解き私領主の家格を確認する等、近年になって著しい進展をみせている。しかし、領主が日々どのような儀礼や慣習の中で、己が領地に対していかなる政治向きを示したのか。そうした行動を求められる領主たるにふさわしい知識とはいかなるもので、何故またそれを身に付けねばならなかったのか。公務によって多忙であったろう私領領主の私的側面はいかなるものだったのか。こうしたあらゆる種々な疑問について、これまで答えうる研究があったとは言いがたい。

そこで本稿では、そうした領主の実態を、都城領主の公私にわたる日常の一側面から、紙面の許される限りにおいてうかがってみることとする。日常には、家格に応じた種々の儀礼や祭祀における役割、軍事的対応、都城領政への対応等、様々な分野への順応が求められる公的側面と、そうした繁多な面とは逆に、趣味等といった私的側面もある。日常の様相をみていくことで、領主の立場や役割、領主たるに必要なもの、といったものがうかがうことができると思う。また、こうした領主研究の進展は、鹿兒島藩における政治構造の解明に新たな新境地を開くものと考えており、非常に重要な分野であるとも思うのである。

二 鹿兒島藩における都城島津家の位置

家格の成立

まずは、鹿兒島藩私領・都城領主であった都城島津家が、藩内においていかなる政治的立場にあったのかを、家格や儀礼を通して考察してみたい。

【史料一】

○冬十一月十二日初正徳二年吉貴公府下諸太夫ノ等ヲ分ツ、一所持一所持格寄合寄合並ト云フ、於是島津玄蕃貴備・島津壮之助某後周防忠紀ト称ス、島津兵庫久門伝 貴久公伝ニアリ、四家ヲシテ其上ニ在ラシム、是ヲ一門ト称ス、①先是島津左衛門・島津周防（後大学）島津筑後三家ヲ大身分トス、②等ヲ分ツテ閤老ノ上ニアリ、今年島津図書ヲ是ニ列シ、筑後上ニ叙ス、自是③拝賀ノ等級アリ、一門大身分国老若年寄大目附寺社奉行勘定奉行組頭番頭寄合用人町奉行近習役寄合並留守居納戸奉行物頭用達船奉行使番近習役並納殿役人及諸奉行ト次第ス、

【史料二】

按スルニ、以前大身分ト唱候、正徳元年卯十月、初テ一所持ノ内ヨリ四人被召拔、

大身分ノ名目被相定候へトモ、乾ト家格為相定儀ハ無之、元文三年午五月、左衛門・周防・筑後三家ヲ大身分ト被召建、家格御一門ノ次ニ被相定候、同年九月圖書家同格被仰付、右四家大身分ト唱來候処、天明年間、一所持ヨリ寄合並マテノ惣名ヲ大身分ト唱被相改、前条四家ハ銘々家名ヲ以相唱候様被仰付候、尤、格式ノ儀ハ是マテノ通相心得候様被仰渡候、

史料一によれば、藩主島津吉貴代の正徳二年（一七二二）十一月、重臣の家格整備が行われた。その際、傍線部①のように、島津左衛門家（日置島津家）、島津周防家（花岡島津家）とともに、島津筑後・都城島津家（正徳期の一九代領主久龍は筑後と名乗っていた）が大身分として位置づけられたことがわかる（のちに、宮之城領主島津図書家を加え、大身分格は四家となる）。ではその大身分とはいかなる地位に相当するのか。傍線部②をみると、国老の上に位置づけられ、拝賀の序列では、傍線部③のように、一門四家（重富・加治木・今和泉・垂水）に次いで、第二位として大身分格が続き、次位に国老があることが確認できる。

また史料二からも分かるように、大身分とは、当初一所持の内より三家が選ばれ、家格では無かったものの、のちに一門四家に次ぐ位置付けとされ、遅れて島津図書家に加わり、大身分格が四家となった。つまり大身分とは、一門四家に次ぐ高位にあった家格を指す呼称だったのであり、その一家に都城島津家は名を連ねていたのである。

このように、都城島津家は大身分（のちに家名方もしくは四家と称される）格という一門家の次位に位置付けられていた。よってその高位に伴って相応の作法や儀礼への対処が必要であった。以下、元服の事例をもとに確認してみよう。

武士身分であれば、成人のあかつきには、元服を行う。いわば人生儀礼というものである。

【史料二】

一御直元服之儀ハ 御身近千御一門、其外歴々之家筋、別而御奉公功有之子供

為被仰付事候処、近年 御一家段々多罷成、末々二成候而も例之様成候而御家末々之別され迄も 御直元服も有之重々儀候処、至頃日軽々數罷成、古法之御格式ニ相替候、依之此節元服之次第被相究候

史料三は元文二年（一七三七）に出された鹿兒島藩命である。これによれば、藩主直々の元服は「重々儀（重要な件）」であるので、近年御一族が多くなつたために軽々しくなり、古法の格式とは変わってしまったことから、元文二年に次第を定めることとしたとある。つまり藩は家格を重視するという観点から、元服の次第を定めることによって序列を整備していこうという意志を持っていたことがうかがえるのである。

【史料四】

一嫡子 御直元服、御折十二合・御樽五荷・御太刀一腰・御刀一腰・御馬進上一御太刀・御馬代銀十枚・三種二荷、
一年頭御礼、御対面所着座、

一北郷 龍岡 御六男家 大身分 島津筑後

史料四は鹿兒島藩における元服制度に関する史料の一部であるが、大身分たる島津筑後家（都城島津家）においては、嫡子（一門家督継承者）の元服儀式は「御直元服」、つまり藩主直々に行うべきことが定められているのであり、かつ、それに伴って用意する藩主への贈答品も家格に準じて定められており、都城島津家にあつては、史料三にあるとおり、具体的に示されていた。

【史料五】

一享保八年癸卯十二月廿八日登 城、元服被仰付、太守繼豊公加冠被遊下、理髮御家老島津奎殿、奏者川上繼殿、加冠之御折紙伊集院藏人殿御取次二而頂戴、石見久珍与改名被仰付候、

一天井折十二合、御樽五荷、御太刀一腰、御刀一腰祐定、御馬一疋青毛鞍置、致献上之、久珍御礼申上候、奏者川上繼殿、御太刀・御刀者前以役人相馬弥市右衛門氏福、熨斗目長上下小サ刀二而虎之間江相備候、中抑受取奏者番江相渡如此、御馬者役人北郷清兵衛資盛、熨斗目長上下小サ刀二而虎之間屏子

門内二而御殿肝煎江相渡如此、

一久珍御引渡給り御土器頂戴之、且御脇指三条吉刻、附札代金五両、藏人殿御取次を以拝領被仰付候、

史料五は、二〇代島津久茂の元服時の状況である。享保八年（二七二三）二月二八日、島津弥五七は鹿兒島城へ登り、元服を仰せつかった。藩主島津繼豊が加冠、理髪を家老島津李、奏者を川上縫が務め、石見久珍と名乗ることを命ぜられた

（久珍は久茂の初名）。久珍は、天井折十二合、柳樽五荷、太刀一腰、刀一腰、馬一疋を献上し、お礼を申し上げた。太刀・刀は前もつて都城役人相馬氏福にて虎之間へ備え馬は同じく役人北郷資盛にて虎之間屏子門内において厩肝煎へ引き渡した。その後久珍は「御引渡」を給わり、土器及び脇指を拝領した。このように、領主嫡子もしくは家督継承者の元服は、藩主直々のもとに儀式が催行され、家格によって烏帽子親が定められていた。都城島津家歴代領主の烏帽子親一覧を第一表として示したが、これをも、歴代の藩主が鹿兒島城において直に元服を執

第一表 都城島津家領主の烏帽子親

代数	氏 名	元 服 年		月	日	烏帽子親氏名	元服の場所
12	北郷忠能	慶長5年	1600	2	29	島津忠恒	都城
13	北郷翁久	寛永元年	1624	8	22	島津家久	鹿児島城
14	北郷忠亮	寛永元年	1624	8	22	島津家久	鹿児島城
15	北郷久直	寛永8年	1631	4	1	島津光久	
16	北郷久定						
17	島津忠長						
18	島津久理						
19	島津久龍	貞享2年	1685	10	20	島津光久	鹿児島城
20	島津久茂	享保8年	1723	12	28	島津継豊	鹿児島城
21	島津久般	寛延4年	1751	9	28	島津重年	鹿児島城
22	島津久倫	明和6年	1769	11	15	島津重豪	鹿児島城
23	島津久統	寛政元年	1789	11	25	島津斉宣	鹿児島城
24	島津久本	文化12年	1815	10	1	島津斉興	鹿児島城
25	島津久静	天保14年	1817	12	15	島津斉興	鹿児島城
26	島津久寛						

り行っていたことがわかる。またその際に献上する御礼品についても、身分によって規定が設けられており、高位である都城島津家の場合は、多くの品を、その都度献上しなければならなかったのである。なおかつ、儀式は藩主の面前で行われることもあり、元服を受けた久茂は、故実に則った作法や衣裳、藩主の面前での振舞等、さまざまなことを習得しておく必要があったと考えられる。その点については、寛永元年（一六二四）の一三代翁久及び一四代忠亮の元服、貞享二年（一六八五）における一九代久龍の元服でも同様であった。大身分都城島津家の元服は、高位の家格に則った儀礼であり、そうした政治的立場の御家であるからこそ、藩主直々の挙行という形態となったといえる。

このように都城島津家は、一九代久龍の代には大身分という一門家に次ぐ家格に位置づけられていた。そして元服の事例にみたように、その家格に応じて多くの儀礼に従わねばならず、またその習得に勤しむ必要があった。これは換言すれば、その家格に分相応の儀式対応を迫られた形ともいえ、その務めを果たすには、相当の知識を要したであろう。

三 都城領主の公的責務

本節では、都城島津家が藩のなかでどのような役割を果たしていたのか、軍事的及び政治的側面から、いくつか事例を挙げ、その実態を確認したい。

① 梶山番所の警衛と海岸防衛総頭取の拝命

【史料六】

一宝暦七年五月十五日、久茂公御隠居、久般公御家督御免被仰付候旨、於御家老座島津主殿殿より御承知、於杓葉之間縁頼就川 上弥五太夫殿御礼、同月

十九日久茂公御引繼に、梶山御番所御預被仰付、年中半年は鹿兒島へ、半年は私領え罷居、鹿兒島へ罷居候節は中抑者人ッ、都城え可差遣置旨、御家老島津主殿殿より川上弥五左衛門殿にて、於芍薬之間縁類名代島津主水殿え被仰渡、同人を以御礼被仰上候、且又同廿八日御登城、都城之儀境目にて格別成場所に候、未年若之事に候間、父石雲乍隠居万端心を添、取計候様被仰付旨、御家老島津主殿殿被仰渡、於前同所就基太村助左衛門殿、石雲様御名代島津直衛殿同様御 礼被仰上候、

一同(宝曆)十二年五月廿五日、久倫公繼目御免之趣被仰渡候ハ、養祖父石雲え都城之儀境目にて格別成場所候、鉄熊私に久倫公御初名未幼少之候間、乍隠居万端心を添取計候様、於御家老座鎌田藏人殿より御名代北郷権五郎久富様御承知、同六月十九日梶山御番所、養父久般公引次御預被仰付、未幼少故、養父石雲乍隠居万端心を添候様被仰付、御家老右同人より被仰渡、御名代右同断、右番所御預御免に付、明和二年八月十一日、鹿府より中馬源太夫諸齊被遣候、是迄在番人紀藤孫次左衛門広致交代、都城え引取候、同七年閏六月八日、梶山御番所如本々御預被仰付、年中半年ッ、鹿兒島へ罷在、私領えハ御暇不及申出、前以首尾申出可罷候、尤鹿兒島え罷居候節ハ、中抑者人ッ、都城え可差遣置候間、御家老喜入主馬殿より比志島要人殿を以、於芍薬之間縁類被仰渡、且養祖父久茂え乍隠居心を添候様、同人にて被仰渡、御請御礼被仰上、同月十一日組頭山内藤右衛門義明梶山え被差遣、中馬源太夫諸齊殿へ交代、諸事先例之通取計候、

梶山番所は、都城領の東部、飢肥藩との国境に位置する番所である。当該地一帯については、寛永の頃から飢肥藩との間に境目争論が起こり、長期にわたり争いを繰り広げた。また伊東家とは、戦国期以来協調関係にはほど遠く、飢肥藩との藩境警備は鹿兒島藩としての重要案件ともいえた。そうした番所の警備は、政情がやや安定してくる中期の一九代久龍期以降、都城島津家に委任されていく。

史料六の傍線部によれば、宝曆七年(一七五七)五月一日、藩は二〇代久茂の隠居及び嫡子久般への家督移譲を許可した。同一日、続いて、藩は久茂から久般への引継ぎに際し、梶山番所の警備

を命じ、一年のうち半年を鹿兒島、あとの半年の間における都城在住を認め、鹿兒島在居時は、中抑一人を都城へ駐留させることを命じた。同廿八日、都城は国境という「格別なる場所」であることから、若年である二一代久般を父久茂が隠居ながら後見することも命じた。また宝曆一二年(一七六二)、二二代久倫(久茂二男)が家督相続を行う際にも、隠居久茂に対し久倫の後見を命じ、梶山番所の警備も、久茂の後見が条件となつて委任されることとなつた。明和七年(一七七〇)になると、梶山番所の警備を行う代わりに、年のうち半年ずつ鹿兒島へ滞在し、私領都城へは、藩主への暇乞いをせずとも帰還してもよい旨を達せられた。

ここでみたように、鹿兒島への滞在期間を明示される結果とはなつたものの、鹿兒島藩にとつて重要な飢肥藩との藩境警備にあつた、江戸中期においては都城島津家へ委任していた。都城島津家の公的役割として、この藩境警備という重要な任務が担わされていたのである。

【史料七】

一同年(嘉永六年)八月九日、梶山御番所御預、私領勝手二罷在候様被仰渡置候得共、思召之取有之、別段志布志・内之浦・佐多・根占表海岸御惣頭取被仰付旨、御家老島津豊後殿より被仰渡、久静名代二而致承知候、

一同年同月(嘉永六年十月)十日、於小林拾老ヶ郷御惣頭取被仰付候、

一同打口砲術訓練被遊 御覽、右相済、御棧敷より物主御用二而御趣方書役柏原甚蔵御取次を以惣勢相中江金子式千四百疋拝領被仰 付候、

一嘉永七年甲寅正月十一日、海岸防衛惣頭

取被仰付候付、以来琉球口人之事実并 公辺より被仰渡候儀、且長崎之事情時之為心得書附等見口置候様可致、且砲術訓練場稽古之時勝手次第出席可致見分、御軍役方御治定之儀時々可被申聞置、一大事之儀者被申聞所存申出候様被仰付候旨、於台子之間、御家老島津豊後殿より致承知候、

一嘉永七年甲寅正月十七日、太守齊彬公吉野訓練御覽之節久本父子二茂罷出候、幕末、ベリーの来航以来、幕府及び各藩においては海岸防備の強

化が叫ばれ、鹿兒島藩においても他藩と同じく強化が施された。東目と西目に分けて防衛方針が計画され、東目の海岸防衛御総頭取には、斉彬、久光の信任が厚かった都城二四代領主久本及び二五代久静が就任したのである。さらに両名は、鹿兒島における軍議にも意見し、藩の軍事演習にも指導及び助言を与えることを許された。

史料七をみると、二四代久本が、嘉永六年（一八五三）八月、一九代久龍以来継続している梶山番所の警衛を受託し、さらに志布志・佐多・根占表海岸総頭取に任命されている。また同年一〇月一〇日、小林にて行われた日向一ヶ郷による砲術訓練においても藩主斉彬に従い観覧し、翌嘉永七年正月一日には、海岸防衛惣頭取に改めて任命され、琉球や長崎の状況を把握し、藩による砲術訓練稽古に際してはいつでも参列を許され、軍役方における軍議においても参加し意見すべきことを指示されている。この総頭取任命の背景には、斉彬の弟である久光の娘が久静の妻であったことが関係しているかもしれないが、鹿兒島藩内最大の私領領主であり、藩北東部における政治的軍事的枢要ともいえる都城島津家の立場を示したものであろう。

このように都城島津家は、規定の軍役

第二表 拝謝使一覧

代数	拝謝使氏名	将 軍	藩 主	受 領 物	年	
19	島津久龍	徳川吉宗	島津繼豊	鷹之鶴	享保8年	1723
	島津久龍（久茂）	徳川吉宗	島津繼豊	鷹之鶴	享保16年	1731
21	島津久般	徳川家治	島津重豪	肴・奉書	宝暦11年	1761
22	島津久倫	徳川家斉	島津斉宣	鷹之鶴	寛政2年	1790
23	島津久統	徳川家斉	島津斉興	鷹之鶴・奉書	文化9年	1812
24	島津久本	徳川家慶	島津斉彬	肴・封書	嘉永4年	1851
25	島津久静	徳川家茂	島津忠義	肴・封書	安政6年	1859

を果たす他に、飢肥藩境の警衛及び大隅日向地域における海岸防備の責任者という軍事的任務を担っており、当家が鹿兒島藩政上、軍事的に重要な位置にあったことがうかがうことができる。

② 拝謝使としての役割

享保八年（一七二三）、藩主島津繼豊は、將軍徳川吉宗から「鷹之鶴」を拝領した。これに対し鹿兒島藩では幕府に対し御礼の使者を出すこととなり、その役目を一九代領主島津久龍が担うこととなった。再び享保一六年（一七三一）、藩主繼豊は吉宗から「鷹之鶴」を賜り、拝謝使を命じられた。都城島津家では、久龍の代行として継嗣久茂が上京し、役目を果たした。以後幕末まで、歴代領主が拝謝使の役目を、第二表に示す通り命じられることとなる。

ここで重要なのは、拝謝使が示す政治的な意味である。藩主の代行とはいえ、幕府に対し直接御礼を申し上げるものであるため、幕府老中への謁見、そして將軍家への拝謁も行うものである。久茂の譜によれば、江戸へ到着し、藩邸にて藩主嫡子益之助（宗信）や隠居吉貴らへ謁見ののち、幕府老中及び若年寄に対し各一人ずつ、拝謝使の旨を書信にて知らせている。そして將軍吉宗、嫡子家重に拝謁して鷹之鶴の御礼を述べ、贈答品を献上した。將軍家からの返礼品を受け取り、再び拝謁して御礼を申し上げ、退出している。その後、老中等に対し御礼を述べ礼物を送った。このように、久茂達都城領主が担った拝謝使は藩主代理として將軍家や幕府重臣等と直接会う機会を持っていたのである。またこうした將軍家や幕府重臣に拝謁する際には、しきたりや服装、所作等、様々な知識が必要であったと考えられる。さらに、久茂の代行した行為は藩を代表するものであり、一つでも事を仕損じれば、それは藩の未来にも影響を及ぼすものであったと推察される。都城島津家は、こうした重要な政治的行為も公的任務として果たしていたのである。

③江戸への滞在

江戸前期においては、人質として江戸へ詰めることもあった。元和元年（一六一五）一二月、北郷家一三代長千代丸（翁久）は六歳にして幕府への人質として駿府へ向かった。翌年二月、翁久は駿府において大御所家康に拝謁し、贈答品を献上した。そして六月一二日には江戸にて將軍秀忠へ拝謁した。元和六年（一六二〇）、翁久は再び質として江戸へ向かい、同九年まで滞在した。また、兄翁久の早世によって家督を継承した一四代忠亮も、質として江戸に滞在し、大御所秀忠、將軍家光への謁見を果たしている。このような都城領主の滞任を第三表にまとめている。徳川幕府の創業期において都城島津家当主は、鹿児島藩の質として江戸に滞任していた。そこで当主達は、將軍家に謁見する等、重要な役割を果たしていたのである。無論こうした謁見にあたっては、所作等の失態は許されないため、藩の代表として相應の知識を求められたのであり、非常に重要な用務であった。

第三表 都城領主の江戸滞任

代数	氏 名	年			月	年			月	備 考
12	北郷忠能	慶長12年	1607	11	～	慶長14年	1609	2		
		慶長17年	1612	10	～	慶長19年	1614	2		
13	北郷翁久	元和元年	1615	12	～	元和3年	1617	7		
		元和6年	1620	2	～	元和9年	1623	12		
14	北郷忠亮	寛永7年	1630	1	～	寛永7年	1630	6		
		寛永10年	1633	11	～	寛永11年	1634	2	江戸にて死去	
15	北郷久直	寛永12年	1635	10	～	寛永13年	1636	7		
		寛永17年	1640	4	～	寛永17年	1640	11	江戸にて死去	
17	島津忠長	寛文7年	1667	3	～	寛文8年	1668	4		
		寛文9年	1669	5	～	寛文9年	1669	9	江戸にて死去	
18	島津久理	延宝6年	1678	8	～	延宝7年	1679	8		
19	島津久龍	元禄13年	1700	1	～				藩主に随行	
		宝永7年	1710	8	～				藩主に随行	

たと思われる。しかしその後、安定期に入った寛文延宝期以降には、そうした滞任は確認されなくなり、藩主への随行もしくは藩主の代行を担うようになったのである。

④横市新田開発

次に、領内開発に関する事例を挙げてみよう。

〔史料八〕

口上覚

都城之内横市村久味木・加治屋之辺、新田に可罷成地方御座候得共、財部之内より溝筋相立不申候得は、不罷成所にて御座候故、溝筋財部之内え御免可被下由、去年之年より去年迄九ヶ年、段々御訴申上候処、去秋被仰渡候は、彼表之儀地方役人中より見分之趣も御座候付、前方開き地之見分被仰渡置候処に、財部御新田は織出来之筈にて、御入用は大分相掛積に候得は、右之余水を以、都城之内ハ余程之開地も有之考之由にて、郡奉行より段々申出置候趣も御座候に付、先財部えは去年より井手溝御普請等被仰付、御新田為相聞事候、都城之儀は私領之訳候得共、先年高原之内水流名新田場有之、溝筋出来之節、都城之内志和池・野々三谷え、畠田成新仕明之御増高も出来為申先例も有之、其上右類之所も最初より御物御開地に目論被申出置、其通被仰渡置候故、願不相違之旨、去年九月蒲生十郎兵衛御取次にて被仰渡、具に承知仕候間、此上重疊恐多奉存候得共申上候、先年志和池・野々三谷・前川内三ヶ村之内に、公儀御新田溝下畠田成被仰付候は、高原之水流名に御新田被仰付、都城より可相調候哉、自分に不相調候ハ、公儀より被仰付由被仰渡候処に、其節之役人共無案内故、井手場大分之物入も有之様に存、自分開地之筋には不申上候に付、御物より為被仰付由候、横市村之儀ハ右には相替、私領之内に應御企之新仕明にて御座候得は、各別之儀に奉存候、殊更右志和池・野々三谷・前川内え御新仕明地御座候て、一所領に御蔵入相交、持切之詮無御座候故、先年御訴申上候ハ、庄内は三百年余之領地にて、文禄年鑑御分国中所領交替之節、祁答院へ所替被仰付候得共、無程幸佩御成敗、都城被開渡候に付、為旧領被返下候、其節志和池・野々三谷・山田ハ各粉骨之地故、一旦被残置候得共、北郷家は一日片時も不忠無之

候間、被返下之旨被仰渡、忠恒公御感状于今頂戴仕、一円持留之所領之内相欠候儀、別て残念に奉存候通奉訴候処に、大玄院様（綱貴）達貴間、則御操易地に被仰付、只今一円持切之私領にて、御座候処に、又々此節御新田被仰付儀、最前奉願候筋に、御免被成候詮も不相立様に御座候間、偏に御断申上候条、何とそ横市村新田之儀ハ、右之通余水を以、私領仕明に御免被成被下度候、尤右に被仰渡候財部御新田御入用、大分に相掛候由被仰渡候に付ては、御入用分ハ上納可申付候、

一財部は当家元祖嶋津尾張守資忠え、太守貞久公より御譲り之御分地にて、代々持伝罷在候、一往新納忠勝押領有之候得共、無程以戦功再手に入、全領知仕候、且又大永八年太守勝久公より当家八代之家督左衛門尉忠相、依軍忠被宛行候任先例、領地可仕由、御感状于今格護仕候、右式段々由緒御座候て、十代之家督左衛門尉時久代迄、諸所十五ヶ所、合高六万九千石領知仕候、尤財部も右之内にて御座候、然処に御分国所替に付て祁答院え被召移、高三万七千石被下、六年彼地え罷在、慶長五年移戻り申候時分、旧領之内高四万三千三百石余被返下候、其節末吉・恒吉・財部ハ被殘置、横市は下財部之内にて、古来より都城安永へ引加被下候、安永ハ高祖資忠、筑前之國金隈台戦之依軍忠、將軍尊氏公より北郷三百町被宛行、最初ハ北郷之内安永え居住仕候、且又天正十五年從大関秀吉公、薩州義虎・佐土原之中務・北郷時久・同忠虎親子可為直之御朱印由被仰出、両家は其昵近に被召成候、北郷家ハ元祖より到只今、太守公為股肱之臣離旗下候儀難叶由、及因辞退、秀吉公有御感、前代之通、太守公之御旗下与力之御朱印に相定候通、旧記に相見得申候、彼是以庄内は元祖以来、尽粉骨持伝候懸命之ちに御座候間、御仕明被仰付儀、別て迷惑之到幾重にも御断に存候

一加治木・垂水・宮之城一円御持切之所、御藏入交為申所曾て無之由承候、都城之儀も弥右之通被仰付、公儀御仕明に被仰付候儀、是非御免被成被下度候右之通、古来より段々由緒も御座候旧領之事候得は、到此節一円之内相欠申儀は、別て残念に存申候、此上ハ得失之訳を以奉願儀にては無御座候、於當時も一所持之衆、領分之内に余例も無御座事候得は、旁以幾度も御断申上度心底に御座候故、先祖以来之由緒迄此節申上、御訴訟申出事に御座

候条、自分仕明之筋に御免被成被下度奉存候、此旨何分にも宜様に被仰付可被下儀奉願候、以上

三月三日 島津筑後

都城島津家は元禄一五年（一七〇二）、直轄領財部郷南俣村における藩による新田開発に伴い、隣地である横市における新田開発を企図した。長文であるが、史料ハは島津久龍の名で藩へ出した書簡である。

この藩への申請には難航した。一〇年にも及ぶ交渉を要したのであるが、要求のほぼ一〇〇パーセントを得ることに成功し、見事開発許可を得たのである。この経緯には、当時の領主であつた一九代久龍の卓越した交渉能力が大きな影響を与えていた。久龍は、開発許可獲得のため、①自力開発、②都城島津家・北郷家のこれまでの無二の忠誠、③都城を都城島津家が代々支配してきたこと、④豊臣秀吉朱印状の授与、等を藩に対し強く主張したのである。

この新田開発の一件で注視しておきたいのは、山下真一が指摘しているように、「鹿児島藩の中の一私領という立場よりも、都城領としての立場を重視」していた点であろう。近年、こうした領主層は各自の自律性を重視して領政を施したことが論じられている。自律性の重視は領主たる責任の表れとも受け取れ、こうした領政にかかる藩への主張を、領主の名において貫徹し、領政安定化を推進することこそが、領主にとって重要であつたのである。

以上、本節では、いくつかの事例から都城領主の公的責務をうかがつてみた。同家は藩政に関わる軍事的政治的な役割を担っており、藩を代表する場合もあつた。そしてこうした務めを果たすためには儀礼や故実といった相当の知識量が求められていた。であるなら、都城島津家の歴代当主は、非常に多忙な毎日を送つていたのでないだろうか。

四 都城領主に必要なものとは何か

これまで、都城領主が果たさねばならなかった公的責任をいくつか挙げてみた。次に、こうした責務を果たすために、都城領主自身には何か必要であったのか、言及していきたい。

藩の役目を果たすためには、多くの知識習得が不可欠であったに相違ない。たとえば元服の儀式であっても、わずかに一四・五歳の若者が藩主の面前において、次期領主たる立居振舞を行わねばならなかったであろう。また、藩主代行として將軍家への謁見を求める場合に至っては、藩の代表として執り行うわけであるから、江戸へ向かう途次の振舞や、江戸へ入ってからの準備、將軍へ謁見する際の立居振舞に関する知識等、様々なことを知っておかねばならなかったと推測する。むしろ、それを知っていなければ、万が一謁見時に不備もしくは振舞の誤りがあったとするなら、それは藩の責任となるのであるから、そうした役目の意義については、十分に理解していたであろう。有職故実等、多分の知識習得及び修練が必要だったのである。都城島津家史料のなかには、それを示す重要な史料が多く残されている。「武門要鑑抄」は、江戸期における軍学の二代流派上杉流の流れを汲む要門流の兵法秘伝書である。領主として都城領の軍制を束ねるには、こうした兵法の知識及びその免許皆伝が不可欠であったといえるだろう。礼式に関しては、小笠原流故実秘伝書の現存を確認することができる。將軍家や藩主との謁見が多くあった都城領主としては、そうした故実に則った作法や知識の習得は必須条件であったといつてよい。

また、都城領主として存在するためには、己の技術を磨くことも重要な役割であった。二〇代島津久茂は、砲術は稲富流を習得し、家臣肥田景命へ伝授できるほどの腕前であった。そして久茂は、剣術については示現流を学んでいた。東郷肥前重利の門弟となつて示

代数	氏名	流派
16	北郷久直	鎌倉流 要門流 伊勢流 示現流 小笠原流
17	島津忠長	要門流 日置流 惣要流 大島流 要門流 日置流 示現流 要門流 惣要流 稲留流 本心無智流 示現流 小笠原流 要門流 惣要流 稲留流 楠流 小笠原流 大島流 無辺流 飯塚流 不動金縛之法
18	島津久理	要門流 日置流 示現流 要門流 惣要流 稲留流 本心無智流 示現流 小笠原流 要門流 惣要流 稲留流 楠流 小笠原流 大島流 無辺流 飯塚流 不動金縛之法
19	島津久闊	要門流 日置流 示現流 要門流 惣要流 稲留流 本心無智流 示現流 小笠原流 要門流 惣要流 稲留流 楠流 小笠原流 大島流 無辺流 飯塚流 不動金縛之法
20	島津久茂	要門流 日置流 示現流 要門流 惣要流 稲留流 本心無智流 示現流 小笠原流 要門流 惣要流 稲留流 楠流 小笠原流 大島流 無辺流 飯塚流 不動金縛之法
21	島津久股	山之内流 鎌倉流 要門流 島津流 日置流 示現流 稲留流 鎌倉流
22	島津久倫	鎌倉流 要門流 島津流 日置流 示現流 稲留流 鎌倉流

第四表 領主の学識

代数	氏名	流派
23	島津久統	竹内流 山内流 天眞流 要門流 大谷流 オランダ流 日置流 稲留流 奥流 川上流 寶弘流 小笠原流 三合一衆流 神事流
24	島津久本	天眞流 山内流 要門流 島津流 本心無智流 竹内流 佐野流 高島流 甲州流 竹内流 郷原流 岩戸流 智蔵流 金子流 寶木流 浅利流 大坪流 小笠原流 奥防流 十流 心齋流 石原流

現流剣術の奥旨を伝授された野崎隆良は、その術に長けていたため、忠智（一八代久理）より給米を賜い、久茂へもその術を相伝した。さらに彼は筆道にも精出した。享保七年（一七二二）、書において

家中でも名声の高かった津曲兼武は、一九代久龍の命によりいまだ幼少の久茂へ書の指南をしたことが史料中にうかがえる。

当然、久茂のみならず、歴代各領主がそうした自己研鑽にいそしんでいた。第四表にあるように、文武双方にかけて多くの術を習得していた。これは、これまで述べてきたように、領主の役割であったといえる。この習得こそが領主の立場を支えるものだったといえ、こうしたことからみれば、領主というものは常に自戒し、研鑽に勤しまねばならない立場にあったといえよう。すべてを家臣に任せたような、楽な「おとのさま」では無かったのである。

五 都城領主の私的側面―島津久茂の趣味―

本節では、都城領主の私的側面を垣間見ていく事にしたい。

ところで、島津久茂の趣味は実に興味深い。特に砲術と動物好きについては、歴代領主の中でも群を抜いていた感があり、そのことは伝存している島津久茂像を見れば一目瞭然である。久茂の脇には赤い火縄銃が架けられ、左手奥には犬が甲斐甲斐しく座っている。ここではその二つに焦点を当て、以下述べていこう。

① 島津久茂の銃術

歴代領主の事績を記した「都城領主 島津久家伝」では、久茂を以下のように評している。

【史料九】

久茂社ニシテ撃剣を伊集院紙舟ニ学ビ、其奥旨ヲ究ム、又稲留流ノ銃術ヲ究ム、射的及ヒ鳥獸ヲ撃ツ最モ工ナリ、其他上杉流ノ軍法ヲ河合某ニ学ビ、小笠原流ノ諸礼ヲ木上惟貞ニ学ブ、

この史料九によれば、久茂は撃剣の奥義を極め、稲留流砲術、上

杉流兵法及び小笠原流礼式を会得していたとみられる。その中でも特に砲術については、「射的及ヒ鳥獸ヲ撃ツ最モ工ナリ」とあるように、最も得意とするところであったことがうかがえる。

【史料一〇】

其外諸細工に御器用也、得給ふ事は小筒之鉄砲、示現流之劍術、諸礼方内外之薬方、落（楽）焼物、蠟そく作、御家中に夫々召預ケ、諸道に広く渡らせ給ふ、

史料一〇をみると、さらに久茂は、示現流剣術、焼物、製蠟にも秀で、「諸道に広く渡らせ給ふ」とあるように、まさに多趣味かつ熟練度の高い技術を持っていた領主であったことがわかる。

都城島津伝承館蔵「島津久茂像」には、そうした久茂の趣味の多彩さが反映されている。落着いた表情で座す久茂の右手衝立前には、赤い火縄銃が架けられている。久茂所用と伝わる火縄銃で現存しているのは二挺あるが、そのうち赤いものが「御狩筒」、黒地のものが「射的筒」との付箋が付されている。赤い御狩筒は、全長一二四センチメートル、口径一二・七ミリメートルを測る単発前装式の火縄銃である。銃身に「薩州住重則」の銘が刻まれており、薩摩筒であることが確認できる。銃身、台木、火蓋等摩耗及び破損箇所が多い。板金は腐食しているものの、裏の力ラクリは薩摩の特徴をもち、表には鮮やかな金稲妻が象嵌でデザインされていた。また射的用と伝わる黒い射的筒は、全長一一九センチメートル、口径一三・六ミリメートルを測る、単発前装備式の火縄銃である。無銘ではあるが、銃身の筒元には丸十の家紋がデザインされている。



第一図 島津久茂像

赤い御狩筒は久茂像に描かれる火縄銃そのものと推測される。ともに、火蓋は火薬の影響かひどく摩滅しており、頻度の高い使用があつたことを示している。つまり、持ち主であつた久茂が銃術を如何に好み、この二挺を使いこんでいたかをも如実に示す史料なのである。

②久茂の動物への愛着

次に、私的側面の二つ目の事例として、久茂による「動物好き」の様相を検証していくこととしよう。

【史料一二】

然に風景水泉之場を撰ハセ、南之田地を固め御廓地しめさせ、奥表御居間小座敷部屋に屏垣鳥飼所に至迄、大粧之御作事之折、同年三月三日より御抱遣御安全、同十月朔日御本宅を御退、南御新宅え御移、遠近之風景水流又は農夫之業と前路通融人を詠めさせ、近くはあらゆる鳥獣草木を寄られ、兼て山川の御遊覧獲ハ山の如く也、薩公に献上度々也、又庭前に舞台を作らせ置、不断人形仕業・狂言をさせ、御家中之男女老若之氣を延ハセ給、御仁心然しといへとも不断政之輩は、狂言にさせて世上に戒しめ給。

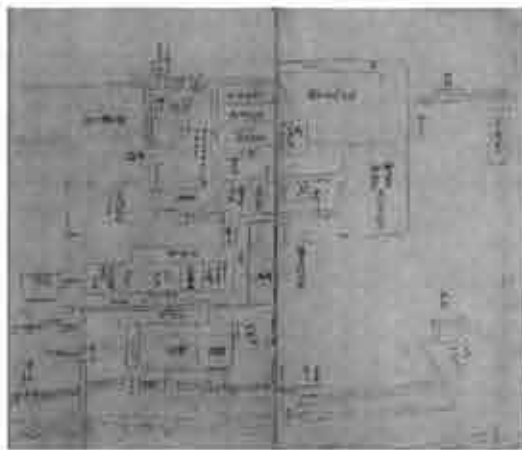
宝暦七年（一七五七）に隠居を許された久茂は、石雲と号し、都城領主館の南に隠居屋敷を構えた。史料³⁴一は、久茂が晩年を過ごしたその屋敷の様子を記したものである。

風景・湧水の状態の良い場所を選び、田地を固めて地鎮を行い、奥表御居間・小座敷といった各部屋に屏・垣があり、大粧の作事の折には、三月三日より抱遣安全を願ひ、十月一日に本館を引き払つてこの屋敷へ移った。遠近の風景や水流又は農夫之業と前路通融人を詠めさせ、近くはあらゆる鳥獣草木が寄り集められ、そして寄り合い、庭前には舞台を作らせ、かねては人形芝居や狂言を興行させ、家中のみならず多くの人の心を和ませた。そしてまたあまりよろしくない政治の動向があれば、風刺として狂言にさせて興行し、世上での戒しめとしていたと記されている。

第二図はその隠居屋敷「南之館」の見取図、第三図は庭園部分の拡大図である。³⁵これらを見ると、玄関先や中庭等至る所に「諸鳥飼調所」「コトリヤ」「雉子」「ウツラ・カコ・キウクハン・ヲウム鳥」「キンケイ」「孔雀」といった表記が目につく。

【史料一二】

- 一 御庭中門北向、御玄関南脇有、鳥防き有
- 一 御庭御泉水池之内に蓬萊山つき山有、蘇鉄并庭木色々石橋掛り
- 一 西之方深池隈は色々之諸木、鯉・鰻・鰻・鶯鳥多
- 一 右池之上に御涼所、大板ふき板敷四方手摺有
- 一 御庭離飼之鳥、雁・鴨・鶴・ばりけん
- 一 兎之家、白狢等兎等多子を生ス
- 一 金魚・銀魚、石鉢并庭木、草木之鉢植



第二図 南之館絵図

一 小鳥部屋 唐鳥・和鳥、大小毛替之諸鳥

一 雑鳥部屋有 八重敷程之大鳥屋、金あみにして、内には雀・しとと其外あらゆる雑鳥入

一 表御書院 一 御近習所 一 御納戸

一 奥御書院 御休息所 一 納殿所 一 御末

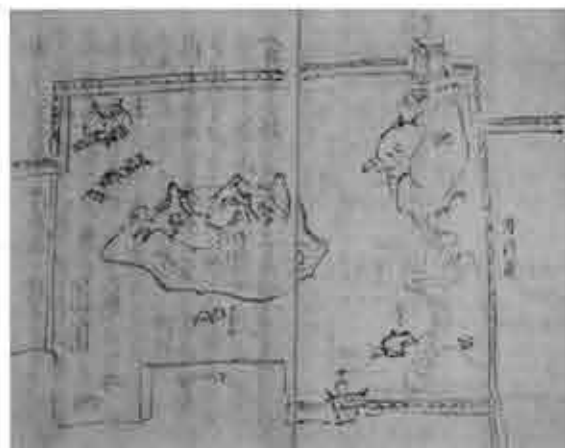
(中略)

一 鷺之庭園

(中略)

一 唐鳥之時、兎之時、鷺之時

史料⁽³⁶⁾一二はその南之館の様子を詳細に記したものである。これによれば、南之館の御庭には北向きの中門が設えられ、玄関が南脇にあり、御庭には泉水と池、蓬萊山を模した築山が設けられていた。蘇鉄を初め種々の庭木が茂り石橋も掛けられていた。西側にあった深めの池には鯉・鯪が放たれ、鷺鳥も多く生息していた。池之上には御涼所があった。御庭の離れには、雁・鴨・鶴・ばりけん⁽³⁸⁾(台湾



第三図 南之館中庭園

アヒル)が飼われていた。兎小屋もあり、白狢等の兎が多く子を生んでいた。金魚・銀魚も飼われていた。小鳥部屋もあり、唐鳥・和鳥や大小毛替之諸鳥が生息した。八疊敷程度の大きな雑鳥部屋もあり、中には雀・鷺、その他種々の鳥が入っていた。

【史料一三】

一 明和四年丁亥六月三日、太守重豪公東目筋被遊 御下国、養孫鉄熊宅江被遊 御休候付、(中略)

一 即日鉄熊宅より不図久茂隠居所江遊御光臨、久茂預之御用人小林中太兵衛并北郷次納右衛門資倍・津曲四郎右衛門兼通門前江拜伏、久茂直二御案内申上、庭内被遊 御歩行、築山并南山之■迄茂被遊 御遊覧、御懇之蒙上意、且飼置候諸鳥等備 御覧、書院江被遊 御着座、御茶・御煙草盆・御吸物・御取肴・御饂飩子・御菓子差上、居間迄茂 御入、久茂節々被召出、諸鳥之内かき廻シ、鴨・かるありや鳥・朝鮮雉子・八奇鳥 尊慮二叶候段、二階堂蓐を以致承知之、即刻致献上之、(後略)

この史料一三によれば、明和四年(一七六七)、参勤交代に伴い帰藩した藩主島津重豪は、東回りにて下向し、その途次の六月三日、都城領に立ち寄った。重豪は鉄熊(三二代久倫)宅に寄った後、久茂の隠居屋敷「南之館」を訪ねた。隠居屋敷では久茂自ら案内して庭内を散策し、重豪は上機嫌であった。さらにここで久茂は、飼育している諸鳥等を重豪へ披露したのである。そして重豪は書院にてくつろいだ後、わざわざ居間に久茂を訪ねて歓談し、「諸鳥之内かき廻シ」で、「鴨・かるありや鳥・朝鮮雉子・八奇鳥」を非常に気に入ったことから、久茂は即刻これらを献上した。この史料からも久茂の「動物好き」という趣向を汲み取ることができる。そしてまた、おそらくは共に鳥を直接手に取り、楽しい話となったのである。こうした久茂の趣向が、博物好きで、『鳥名便覧』の編纂を行う等鳥や動物を愛玩した藩主重豪の気にも合ったといえる。この日の好印象ゆえか、翌五年、重豪は二度大鷹を久茂へ与えている。

こうしてみると、久茂は隠居生活を謳歌しているようにうかがえ

る。が、ここで重要なのは、その私的生活の自由さと、その自由な趣味の実態が久茂の人間性を表しているとみられることである。また久茂の場合は、その趣味が藩主重豪の趣向と偶然にも合致しており、それは藩主家との親密さをも深めることに繋がったと推測される。

六 おわりに―都城領主とは何か―

本稿では、あくまで概観に過ぎなかったものの、公私における都城領主の日常についてうかがってきた。

都城島津家当主は、代々藩内最大の所領を有していたにも関わらず、家老等の要職を担った経験は無い。しかしながら、一門四家に次ぐ大身分という高位に位置づけられ、身分相応の作法等を求められた。藩からの要求は軍役の対応や藩務代行といった形で表れていた。特に、重要な飢肥藩境警衛にあたっては、鹿児島滞在期間緩和の代償として警衛の全権が都城島津家へ委任されていた。幕末の海岸防備に関しても東目の総頭取としての役務を任されていた。藩務代行としては、拝謝使として將軍や幕府要人への謁見または接触をし、かつそのために、さらなる作法や儀礼の習得を必要とした。江戸初期には藩の人質として江戸に滞在することも役目としていた。このように都城島津家は政治的・軍事的に重要な立場にあったのである。一方で都城領主としての責務も果たした。領政安定化の根幹ともいえる農政において、新田開発申請を、都城領主としての立場を全面に出して、領主の名において行い、許可を獲得した。藩による規制の中、こうした自律性に基づく領政の展開こそが、都城島津家のような私領領主の役目でもあったといえよう。このような役目を果たすために、領主は武芸、故実等多くの術及び流派を習得した。その習得こそが都城島津家当主並びに都城領主としての立場を示す

ものであり、その価値を高めるものでもあった。そのような激務ともいえる領主の公的・私的日常生活がある一方で、砲術や動物への傾倒等といった趣味を持ち、興じていた。そこに領主の人間性を垣間見ることができる。

これが江戸期都城島津家当主の都城領主の日常である。

【註】

- (1) 都城島津家の歴史を概観するにあたっては、都城市『都城市史 通史編 中世 近世』二〇〇五を参照。
- (2) 一所持及び一所持格は、領地をもつ家臣、あるいはそれと同格という意味。『薩陽武鑑』によれば、一所持三〇家、一所持格一二家となっている（松尾千歳「解題」『尚古集成館『薩陽武鑑』一九九六）。
- (3) 都城市『都城市史 通史編 中世 近世』二〇〇五を初め、西光三「近世大名家における葵御紋使用統制令の受容と展開」（『立正史学』九六、二〇〇四）、林匡「薩摩藩記録所考」（『黎明館』島津氏支流の系譜・家格と記録所関係史料の紹介）（『黎明館調査研究紀要』一七、二〇〇四）、同「近世前期の島津氏系譜と武家相統・女子名跡」（『九州史学』一五二、二〇〇九）、山下真一「薩摩藩都城領における『五口六外城制』」（『宮崎県地方史研究紀要』二二、一九九五）、同「鹿児島藩における都城『上置』と『中抑』」（『地方史研究』二七八、一九九九）、同「都城島津氏と諏訪神社祭礼」（『宮崎県地域史研究』九・一〇合併号、一九九七）、山之内さおり「近世薩摩藩における島津本宗家と私領主―養子・婚姻関係を中心に―」（『宮崎県地域史研究』二〇、二〇〇六）等があるが、近年都城市に寄贈された都城島津家史料の解明は、まだこれからという状況にあり、今後は同家史料をもとに領主研究が進展するものと考えらる。

- (4)『西藩野史』元文三年十一月条。
- (5)『歴代制度』一八七七の二(『鹿兒島県史料』薩藩法令史料集二)。
- (6)大身分は、その後天明頃には一所持全てを指す呼称となり、元來の大身分格四家は家名をもって称されるようになった。
- (7)御直餅并御前元服之御礼御内証元服被仰付候人数家筋連名次第之事(『鹿兒島県史料集』二八 要用集(上)一)。
- (8)『歴代制度』一八二〇(『鹿兒島県史料』薩藩法令史料集二)。
- (9)『北郷家嫡流略系譜』乾「島津久茂譜(都城島津家史料 ID2473)。
- (10)『翁久公忠亮公御元服記』(都城島津家史料 ID2971)、「忠置公御元服記」(都城島津家史料 ID6044)。
- (11)経緯については都城市『都城市史 通史編 中世 近世』二〇〇五を参照。
- (12)『庄内地理志』卷一〇〇(『都城市史』史料編 近世三、一六三六頁)に「前太守吉貴公被仰渡趣当太守継豊公江戸へ被成御座故御政務御頼如此、日州諸県郡は他領境之要地故に、從鹿府在番被召置候、然に元文元年八月十二日、久龍公御登城於芍薬之間、御縁頼島津全殿より戸田平次を以左之通被仰渡候」とある。
- (13)『庄内地理志』卷一〇〇(『都城市史 史料編 近世四』六三七〜六三八頁)。
- (14)『北郷家嫡流略系譜』坤「島津久本及び久静譜(都城島津家史料 ID2474)。
- (15)『北郷家嫡流略系譜』坤「島津久本譜(都城島津家史料 ID2474)。
- (16)『北郷家嫡流略系譜』乾「島津久龍譜(都城島津家史料 ID2473)。
- (17)『北郷家嫡流略系譜』乾「島津久茂譜(都城島津家史料 ID2473)。
- (18)『新編島津氏世録支流系図』北郷氏一流「北郷翁久譜」(翁久公忠

- 亮公御元服記」(都城島津家史料 ID2971)。
- (19)『新編島津氏世録支流系図』北郷氏一流「北郷忠亮譜」(翁久公忠亮公御元服記」(都城島津家史料 ID2971)。
- (20)『庄内地理志』卷七〇(『都城市史 史料編 近世三』七二四〜七二六頁)。
- (21)山下真一「近世前中期における鹿兒島藩と都城」(『都城地域史研究』六、二〇〇〇)。
- (22)山下真一「近世大名家における『私領』領主家の形成」(『地方史研究』三三、五、二〇〇七)。
- (23)『武門要鑑抄(島津久統所用)』(都城島津家史料 ID3594、3615)。
- (24)小笠原流故実については、都城島津家史料に多くが現存する。
- (25)『庄内地理志』卷一五(『都城市史 史料編 近世一』七〇二頁)肥田景命項に「寛保三年六月廿一日、久茂公御練功之稲留流鉄砲之御門弟と罷成、伝法之巻物数通、御免許之拝牒を得たり、且御鉄砲老挺四文目羅紗之袋、胴口之薬器拝領す」とある。
- (26)『庄内地理志』卷二一(『都城市史 史料編 近世一』九三〇頁)野崎武兵衛隆良項に「一東郷肥前重利門弟と成、示現流剣術奥旨を伝、此術に長ス故、忠智公一斛八斗年毎に給、久茂公え相伝し奉る」とある。
- (27)『庄内地理志』卷二一(『都城市史 史料編 近世一』九三三〜九三四頁)税所休右衛門篤榮項に「一享保七年六月廿六日、津曲半兵衛兼武、久龍公之命曰、篤榮騎射と筆道とを嗜、嗣口(君)弥五七主歳既志学に向に依、三之者習すんバあるへからず、汝宜指南すべし、命に従」とある。
- (28)島津久茂像(都城島津家史料 IDp0031)。
- (29)『都城領主 島津久家伝』島津久茂項(都城島津家史料)。
- (30)『庄内地理志』卷二六(『都城市史 史料編 近世一』一一五一〜一一六八頁)。

- (31) 都城島津家史料 IDb004。
- (32) 都城島津家史料 IDb012。
- (33) 「都城島津家史料 鉄砲調査報告書」。
- (34) 「庄内地理志」巻二六（『都城市史 史料編 近世一』一一五一～一一六八頁）。
- (35) 第二図、第三図ともに「庄内地理志」巻二六（『都城市史 史料編 近世一』一一五四～一一五七頁）。
- (36) 「庄内地理志」巻二六（『都城市史 史料編 近世一』一一五一～一一六八頁）。
- (37) おしどり。ガンカモ科の水鳥。全長四五センチメートル。オスは美しく、背に思羽（おもいば）と呼ばれるイチヨウの葉のような形の羽がある。川や湖等に群をなして生息。シベリア東南部、中国、日本等に分布。（『日本国語大辞典』）
- (38) バリケン。ガンカモ科の家禽。南アメリカ原産で、全長七〇～八〇センチメートル。オスのほうが大きく、アヒルに似ている。体色は白・黒とその斑で、顔は裸出して黒い。くちばし基部のこぶ状突起から強いにおいを出すことから、ジャコウアヒルともいう。家禽化したものは顔が赤い。台湾で多く飼育されている。肉は美味。（『日本国語大辞典』）
- (39) ホオジロ科の鳥で、ホオアカ、アオジ、クロジ等の総称の古名。（『日本国語大辞典』）
- (40) 「北郷家嫡流略系譜 乾」島津久茂譜（都城島津家史料 ID2433）。
- (41) 鹿児島大学附属図書館『江戸の趣味生活 薩摩の大名文化「重豪の時代」展』二〇〇一。